

Aozora

Key Information

あおぞら キー インフォメーション

2021年 11月号 VOL.193

あおぞら人事・労務サポート 発行

1. 地域別最低賃金改定による社会保険料の変更

令和3年10月から地域別最低賃金が1013円から1041円に変更になりました(東京都の場合)。これにより、時給単価の変更を行った会社も多いのではないかと思います。この際に意識しておきたい健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料(以下、社会保険料)の変更に関するルールについて改めて確認したいと思います。

健康保険・厚生年金保険に加入している方で社会保険料の変更に関わる届出でほぼ全員に関わるのは 7 月に提出する 算定基礎届です。これは 4 月、5 月、6 月の給料の 3 ヶ月の平均を算出し 9 月から 1 年間の社会保険料の決定をするもの で、定時決定とも呼ばれます。このほかに固定的賃金の変更を伴ってその固定的賃金の変更以後の 3 ヶ月の給与支給額 を平均し、それまでの等級と 2 等級以上の差が発生した場合、随時改定の対象とされます。

時給単価が変更となった場合、固定的賃金が変更となったものとされます。10月から時給単価を昇給させる場合は10月以後3ヶ月の給与の平均が社会保険料等級表をみて、9月までの等級から2等級以上上昇する場合は随時改定の対象となり、2月(給与の締め日や保険料控除月によっては1月、3月の場合もあり)に社会保険料が上昇する形になります。従いまして、時給単価が上昇した後に多く勤務シフトに入ったり、たまたま繁忙期に入り残業を多くすると随時改定の対象となりますのでご注意ください。また、この地域別最低賃金変更により、月給者の基本給を上げる場合もあるかと思います。これも同様に、月額変更の対象となる場合がでてきます。基本給の上昇が小幅でもたまたま残業が多くなるなどで支給額が多くなる場合は社会保険料の等級上、それまでの等級から2等級以上上昇すると随時改定の対象となります。地域別最低賃金の変更に関わらず、時給単価や基本給を変更した場合は特にそれ以後3ヶ月の給与額を注意してご覧ください。

2. 「男性版産休」来年 10 月からの育休法改正の内容は?

本事務所だより7月号で、育児休業法の改正についてお伝えしました。改正された事項の中でも、特に「男性版産休」「男性の育休取得」という見出しがニュース等で取り上げられました。これはどのようなものか、詳しくみてみます。

今回の改正のうち、休業等の制度の変更は、主に、①従来の育休とは別に「出生時育児休業」を新設する、②従来の育児休業を分割取得可能にする、③勤続1年未満の有期雇用者の適用除外を法に基づくものでなく労使協定の締結によることとする、の3点です。「男性版産休」とは①の「出生時育児休業」を指します。

「出生時育児休業」は、子の出生から 8 週間の間に 4 週間以内の休業で、分割して 2 回取得可能とするものです。女性は産後 8 週間は産後休業の期間であり、実質的に男性の取得のための制度です(厚労省リーフレットでも「産後パパ育休」という語が用いられています)。休業期間中は原則就業禁止ですが、労使協定により、休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分までを上限として就業できることとしています。

である雇用環境整備と妊娠・出産を申し出た労働者に対する個別の周知・意向確認の措置義務は令和4年4月より施行されます。「男性の育休」は令和2年時点でも取得率が13%弱と一般的とはいえない状況もありますが、「労働者が職場を離れても業務を滞らせない」ことは、病気、介護等といった局面でも検討する課題であり、対応を考えておくことは様々に応用が利きます。雇用環境整備の方法としては研修の実施や事例の収集・提供などが挙げられていますので、好事例の収集・共有をしておくと、この機会に前向きな解決法が得られるのではないでしょうか。

この出生時育児休業制度は、令和4年10月より施行されます。ただし、改正事項のひとつ

● 編集後記 ●

上野動物園のパンダの名前も暁暁(シャオシャオ)と蕾蕾(レイレイ)に決まりましたね。上野は、やはり同じ言葉のくり返し音でした。ちなみに、上野動物園の他に和歌山のアドベンチャーランドでもパンダが定期的に生まれていますが、こちらのパンダの名前は全て「〇浜(ヒン)」と2文字目に浜がつきます。まもなく1歳になる楓浜(ふうひん)がいますが、パンダはそのくらいが一番動き回ってかわいいです。緊急事態宣言も開けたので観に行きたいなぁとは思っていますが…(秋山)

あおぞら人事・労務サポート 特字社会保険学務士

特定社会保険労務士 秋山幸子(登録 NO.13050514) 三鷹市下連省 3-38-4

三鷹産業プラザ 307 TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605 E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー):秋山・隅谷・安部・酒井・福岡